

三河安城駅連絡通路広告物掲示場における広告物掲出取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三河安城駅連絡通路広告物掲示場（以下「掲示場」という。）における広告物の掲出に関し、安城市行政財産目的外使用料条例（平成13年安城市条例第38号）及び安城市公有財産規則（昭和43年安城市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告物の内容)

第2条 広告物は、公共団体又は公共的団体の施設等の宣伝その他公共的目的のため又は企業、団体等が産業の振興、文化の高揚等のために掲出するものであって、次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがないものとする。ただし、市長が掲出することを適当と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他これに類する事項についての主義又は主張に関するもの
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (9) 射幸心をあおるもの
- (10) その他市長が掲出することを不適當であると認めるもの

(申請)

第3条 掲示場に広告物を掲示したい者は、安城市公有財産規則第6条の行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）に掲出する広告物の意匠、図案等及び法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票の写し）を添えて、使用開始1月前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、既に広告物の掲示につき許可を受けている者が当該広告物の掲示期間の更新を申請する場合は、申請書のみを市長に掲出するものとする。

(許可)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類審査

及び必要がある場合は実態調査等を行い、広告物の掲出が適当と認めるときは、速やかに、許可の決定をし、三河安城駅連絡通路広告物掲示場使用許可書（様式第1）を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、前項の許可（以下「許可」という。）をしてはならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により、市の一般競争入札に参加できないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていること（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）。

(3) 市税を滞納していること。

(4) 申請の時点で、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成5年4月1日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていること。

(5) 法令等に違反し、又はそのおそれのある事業若しくは行為を行っていること。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制を受ける事業を行っていること。

(7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関する事業を行っていること。

(8) たばこの製造又は販売に関する事業を行っていること。

(9) 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置の対象となっていること。

3 許可の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、3年以内とすることができる。

4 前項の許可の期間は、必要に応じて更新することができる。

5 市長は、期間を定めて申請者を募集した場合において、広告物の掲出を適当と認めた申請者の数が掲示場の掲出箇所を超えるときは、代理抽選により許可をする者を決定する。

（広告物の内容変更）

第5条 許可を受けた者（以下「掲出者」という。）は、許可の期間内において広

告物の意匠、図案等を変更しようとするときは、申請書に変更後の広告物の意匠、図案等を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による広告物の意匠、図案等の変更を適当と認めたときは、三河安城駅連絡通路広告物意匠、図案等変更許可書（様式第3）を掲出者に交付する。

（掲出者の責任）

第6条 広告物の内容に関する一切の責任は、掲出者が負うものとする。

- 2 広告物の作成及び掲出に係る費用は、掲出者の負担とする。

（許可の取り消し等）

第7条 市長は、掲出者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すものとする。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 許可の条件と異なる広告物の掲出を行った場合
- (2) 使用料を滞納した場合
- (3) 広告物を掲出期間中に掲出しない場合
- (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当する場合
- (5) 第10条に規定する広告物の取替え、補充等をしない場合

- 2 市長は、公用又は公共用に供するため支障がある場合その他特に必要と認める場合は、広告物の掲出の許可を取り消し、又は掲出中の広告物を一時的に撤去させることができる。

（使用料の還付）

第8条 市長は、前条第2項の規定により広告物の掲出の許可を取り消し、又は掲出中の広告物を一時的に撤去させたときは、掲出者に対し掲出できない期間に相当する使用料を還付するものとする。

- 2 前項の規定による使用料の還付額は、次の算式によるものとする。

$$\text{還付額} = \frac{\text{年間使用料}}{365} \times \text{広告物の掲出ができなくなった日数}$$

（1円未満の端数は、切り捨てる。）

（掲示場の寸法及び箇所数）

第9条 安城市行政財産目的外使用料条例別表三河安城駅連絡通路広告物掲示場の項に規定する市長が別に定める区分A、B、C、D及びEの寸法及び箇所数は、

別表のとおりとする。

(取替え、補充等)

第10条 掲出者は、掲出中の広告物が汚損、損傷、滅失等の事由により掲出することが不適當若しくは不能となり、又はそのおそれのある場合は、市長の指示により取替え、補充等をしなければならない。

(免責)

第11条 市長は、掲出中に生じた広告物の汚損、損傷、滅失等による損害については、その責めを負わないものとする。

(広告物の撤去)

第12条 掲出者は、許可の期間が満了したとき又は許可が取消しになったときは、広告物を直ちに撤去しなければならない。

2 市長は、広告物を掲出者が撤去しない場合は、これを撤去することができる。

3 市長は、前項の規定により撤去した広告物を掲出者に返却しなければならない。

4 掲出者は、掲出者の都合により許可の期間内に広告物を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(原状回復)

第13条 掲出者は、掲出した広告物を撤去したときは、当該掲出箇所を原状に復さなければならない。ただし、市長が別に指示した場合は、この限りでない。

2 市長は、掲出者が前項の規定による原状回復を行わないときは、これを代行する。

(撤去及び原状回復の費用負担)

第14条 掲出者は、第12条第2項又は前条第2項の規定により市長が撤去及び原状回復した場合は、その要した費用を負担しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告物の掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月15日から施行する。
- 2 改正後の三河安城駅連絡通路広告物掲示場における広告物掲出取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に三河安城駅連絡通路広告物掲示場における広告物の掲出の申請をした者について適用し、同日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

区分	寸法（縦×横 単位m）	面積	箇所数
A	1.050×1.210	約1.27m ²	1
B	1.050×1.665～1.666	約1.75m ²	20
C	1.050×1.793	約1.88m ²	2
D	1.050×1.835	約1.93m ²	1
E	1.550×3.500	約5.43m ²	1